

熊本県少年保護育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 15 年 3 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 20 号

熊本県少年保護育成条例の一部を改正する条例

熊本県少年保護育成条例（昭和 46 年熊本県条例第 30 号）の一部を次のように改正する。
第 4 条に次の 1 号を加える。

(11) 自動販売機 物品の販売に従事する者と購入客とが直接対面する方法によらずに当該販売をすることができる機器をいう。

第 12 条の 3 第 1 項中「販売する者」の次に「(以下この条において「販売業者」という。)」を加え、同条第 2 項中「図書等又はがん具類等を自動販売機により販売する者」を「販売業者」に改め、同条に次の 3 項を加える。

3 知事は、販売業者が、前 2 項の規定に違反して有害図書等又は有害がん具類等を自動販売機に収納しているときは、当該販売業者に対し、当該有害図書等又は当該有害がん具類等の撤去を命ずることができる。

4 前項の規定により有害図書等又は有害がん具類等の自動販売機からの撤去を命ぜられた販売業者が、その命令の措置期限の日の翌日から起算して 6 月以内に再び第 1 項又は第 2 項の規定に違反をして有害図書等又は有害がん具類等を当該自動販売機に収納した場合において、知事は、当該販売業者に対し、6 月を超えない範囲内で期間を定めて当該自動販売機による営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

5 前項の規定により自動販売機による営業の停止を命ぜられた販売業者が、その命令の措置期限の日の翌日から起算して 6 月以内に再び第 1 項又は第 2 項の規定に違反して有害図書等又は有害がん具類等を当該自動販売機に収納した場合において、知事は、当該販売業者が、更に反復して第 1 項又は第 2 項の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該販売業者に対し、当該自動販売機の撤去を命ずることができる。
第 24 条第 2 項を次のように改める。

2 次の各号の一に該当する者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 12 条の 3 第 4 項又は第 5 項の規定による命令に違反した者

(2) 第 13 条第 2 項の規定に違反した者

第 24 条第 3 項第 9 号を次のように改める。

(9) 第 12 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に違反した者

第 24 条第 3 項中第 15 号を第 16 号とし、第 10 号から第 14 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 第 12 条の 3 第 3 項の規定による命令に違反した者

附 則

1 この条例は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

熊本県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 15 年 3 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 21 号

熊本県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

熊本県特定非営利活動促進法施行条例（平成 10 年熊本県条例第 43 号）の一部を次のように改正する

第 2 条第 2 項中「法第 10 条第 1 項第 2 号ロ」を「法第 10 条第 1 項第 2 号ハ」に改める。

第 3 条中「毎年（事業年度を設けている場合は、毎事業年度）」を「毎事業年度」に改める。

附 則

1 この条例は、平成 15 年 5 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の際事業年度を設けていない特定非営利活動法人（特定非営利活動法人の設立の認証の申請に係る団体を含む。）についての当初の事業年度の開始の日の前日までの期間に係る改正後の熊本県特定非営利活動促進法施行条例（以下この項において「新条例」という。）第 3 条の規定の適用については、新条例第 3 条中「毎事業年度」とあるのは、「毎年」とする。

熊本県農業公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 15 年 3 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 22 号

熊本県農業公園条例の一部を改正する条例

熊本県農業公園条例（平成 2 年熊本県条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「財団法人くまもと緑の財団」を「財団法人熊本県農業公社」に改める。

附 則

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。